

英国訪問に関する覚書

宮内庁長官官房総務課広報室（以下「甲」という）と東京写真記者協会（以下「乙」という）は、令和6年6月22日から同年6月29日までの8日間の日程で行われる天皇、皇后両陛下の英国公式ご訪問（以下「英国ご訪問」という）に関し、乙の加盟社が代表撮影する写真データを甲に提供する条件等について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

第1条（許諾）

乙は、次条以下に定める条件を甲が順守する限りにおいて、乙の加盟社が撮影した写真データを甲に提供することを許諾する。次回以降の皇室の方々の外国ご訪問については、今回の取り組みの成果を評価した上で改めて甲乙間で協議する。

第2条（利用の範囲）

1. 甲は、加盟社から提供を受けた本写真データを、英国ご訪問の広報のため、甲が管理運営する公式インスタグラムのアカウント（kunaicho_jp）および公式ホームページ（<https://www.kunaicho.go.jp/>）に掲載して利用することができる。利用許諾が有効な地域は、日本国内を含む全世界とする。
2. 甲が利用できる本写真データの点数は、代表撮影箇所に入った社から、それぞれ1枚とする。
3. 甲が前項で利用を許諾された本写真データを利用できる期間は、撮影から2年間とする。甲が当該期間を超えて利用を希望する場合は、甲乙が別途協議して決めるものとする。

第3条（クレジット）

甲は、本写真データの掲載にあたり、当該写真データの代表撮影を担当した加盟社名を入れた上で、「〇〇新聞社（通信社）代表撮影/東京写真記者協会提供」とクレジットを明記しなければならない。クレジットの表示場所は、当該写真データ上の被写体の主要部分にかからない周辺部とする。

第4条（使用サイズ）

甲は、本写真データの掲載にあたり、当該写真データの長辺を1280ピクセル以下にサイズダウンしなければならない。

第5条（費用）

甲が、第2条～第4条の範囲および条件で乙の加盟社の写真データを使用する限りにお

いて、当該写真データを無償で使用するができる。

第6条（著作権等）

本写真データの著作権は、英国ご訪問にカメラマンを派遣し、かつ代表撮影を輪番で担った加盟社に帰属し、甲に譲渡あるいは移転するものではないことを甲および乙は確認する。

第7条（写真データの引き渡し）

乙は、写真データおよび当該写真に関する情報を、甲乙が別途協議して定める方法により、甲に引き渡すものとする。乙が提供した写真説明に訂正箇所が発生、もしくは写真の配信取り消し等の処置依頼が出された際は、甲は速やかに対処する。

第8条（許諾の撤回）

乙は、甲が本覚書の利用条件に違反した場合、直ちに本写真データの利用の許諾を撤回することができる。この場合、甲は本写真データの利用を直ちに中止し、乙の指示に従い、返還又は廃棄しなければならない。

第9条（編集権の独立）

甲は、英国ご訪問の取材に関し、乙の加盟社の編集権に対して一切の干渉を行わないことを約束する。

第10条（覚書の期間）

1、本覚書の有効期間は、締結日に関わらず、2024年6月1日から2025年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲乙のいずれからも終了もしくは変更の申し出がなされない場合には、期間満了の翌日からさらに1年間延長され、以後も同様とする。

2、前項にかかわらず、覚書の有効期間中といえども、甲または乙は、3カ月前までに相手方に書面をもって通告することにより、本覚書を解約することができるものとする。

第11条（協議）

本覚書に定めのない事項および各条項の解釈の疑義については、甲乙が誠意を持って協議し、解決に努めるものとする。

以上、本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 6月 14日

(甲)東京都千代田区千代田1番1号

宮内庁長官官房総務課広報室

広報室長 藤原麻衣子



(乙)東京都港区東新橋1-7-1

東京写真記者協会

事務局長 清藤弘文

